

議案第9号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中9の項及び10の項を削り、8の項を40の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項及び第4項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の申請	
（1）火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可	1,200円
（2）火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可	
ア 火工品のみ譲受けの許可	2,400円
イ その他の譲受けの許可	
（ア）申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	3,500円
（イ）その他の場合	6,900円
9 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可の申請	

(1) 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可	7,900円
10 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請	
(1) 高圧法第5条第1項第1号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）	
ア 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、次項及び第19項において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備	560,000円
イ 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	340,000円
ウ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	220,000円
エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	140,000円
オ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	110,000円
カ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	86,000円
キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	68,000円
ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	54,000円
ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	31,000円
(2) 高圧法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次項及び第19項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	

ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円
イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円
ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44,000円
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円
カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円

(3) 高圧法第5条第1項第2号に該当する者

ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000円
イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	87,000円
ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	68,000円
エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	54,000円
オ 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	36,000円

11 高圧法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方

法の変更の許可の申請

(1) 高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（次号に掲げる者を除く。）

<p>ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して1,000万立方メートル以上増加する場合</p>	<p>370,000円</p>
<p>イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合</p>	<p>220,000円</p>
<p>ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合</p>	<p>150,000円</p>
<p>エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合</p>	<p>93,000円</p>
<p>オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合</p>	<p>69,000円</p>
<p>カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合</p>	<p>61,000円</p>
<p>キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合</p>	<p>57,000円</p>
<p>ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する</p>	<p>39,000円</p>

場合	
ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	26,000円
コ その他の場合	16,000円
(2) 高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合	65,000円
イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合	53,000円
ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加する場合	44,000円
エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	31,000円
オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	18,000円
カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	14,000円
キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	12,000円
ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	9,200円

ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	8,200円
コ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	5,100円
サ その他の場合	3,200円
(3) 高圧法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	
ア 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この号において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合	69,000円
イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000円
ウ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000円
エ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000円
オ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	30,000円
カ その他の場合	16,000円
12 高圧法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請	25,000円
13 高圧法第19条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請	
(1) 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	14,000円

(2) その他の場合	11,000円
14 高圧法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	第10項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
15 高圧法第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査	18,750円

<p>1 6 高圧法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>第11項に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
<p>1 7 高圧法第20条第3項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査</p>	<p>第13項に掲げる場合の区分に応</p>

	じ、それぞれ当該 手数料の金額の4 分の3に相当する 金額
18 高圧法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	
(1) 容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあっては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査	27,000円
(2) 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査	21,000円
(3) 容積300立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査	13,000円
19 高圧法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	
(1) 高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(次号に掲げる者を除く。)	
ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	610,000円
イ 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	370,000円
ウ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	250,000円
エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	150,000円
オ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	120,000円
カ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	95,000円
キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立	75,000円

方メートル未満の設備	
ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	60,000円
ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	33,000円

(2) 高压法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移动式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの

ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	80,000円
ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	64,000円
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	47,000円
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	31,000円
カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	22,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	20,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	15,000円
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	12,000円
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,700円

(3) 高压法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者

ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000円
---------------------	----------

イ	冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000円
ウ	冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000円
エ	冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	60,000円
オ	冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	42,000円
20 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「高圧法施行令」という。）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査		
(1) 温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査又は容器再検査		
ア	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
イ	内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき16,000円
ウ	内容積500リットル未満の容器	1個につき6,600円
(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（前号に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査		
ア	内容積150リットル以上の容器	1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を

	増すごとに 57 円 を加えた金額
イ 内容積 30 リットル以上 150 リットル未満の容器	1 個につき 320 円
ウ 内容積 5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき 260 円
エ 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき 180 円
オ 内容積 1 リットル未満の容器	1 個につき 150 円

(3) 高強度鋼容器（前 2 号に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査

ア 内容積 30 リットル以上の容器	1 個につき 220 円に 10 リットル 又は 10 リットル に満たない端数を 増すごとに 4 円を 加えた金額
イ 内容積 5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき 220 円
ウ 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき 160 円
エ 内容積 1 リットル未満の容器	1 個につき 140 円

(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査

ア 内容積 1,000 リットル以上の容器	1 個につき 7,100 円に 1,000 リッ トル又は 1,000
-----------------------	---

	リットルに満たない端数を増すごとに 380 円を加えた金額
イ 内容積 500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器	1 個につき 7,100 円
ウ 内容積 150 リットル以上 500 リットル未満の容器	1 個につき 800 円
エ 内容積 30 リットル以上 150 リットル未満の容器	1 個につき 210 円
オ 内容積 5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき 170 円
カ 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき 110 円
キ 内容積 1 リットル未満の容器	1 個につき 90 円
21 高圧法施行令第 18 条第 2 項第 6 号の規定に基づく高圧法第 49 条の 2 第 1 項に規定する附属品検査又は同令第 18 条第 2 項第 7 号の規定に基づく同法第 49 条の 4 第 1 項に規定する附属品再検査	
(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	
ア 内容積 150 リットル以上の容器	1 個につき 31 円
イ 内容積 150 リットル未満の容器	1 個につき 24 円
(2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	
ア 内容積 1,000 リットル以上の容器	1 個につき 1,100 円
イ 内容積 500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器	1 個につき 540 円

ウ 内容積500リットル未満の容器	1個につき21円
22 高圧法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請	16,000円
23 高圧法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1,400円
24 液石法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請	31,000円
25 液石法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通につき630円
26 液石法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき460円
27 液石法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請	34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
28 液石法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
29 液石法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請	20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額

30 液石法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請

(1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
(2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合	80,000円
(3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	110,000円

31 液石法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
---	--------------------------------

32 液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
---	-------------------------------------

33 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化
--	--

	<p>石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>34 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>35 液石法第37条の4第1項の規定に基づく充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請</p>	<p>28,000円に充填設備の数を乗</p>

	じて得た金額
36 液石法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請	19,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た金額
37 液石法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査	36,000円に充填設備の数を乗じて得た金額
38 液石法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査	27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た金額
39 液石法第37条の6第1項の規定に基づく充填設備の保安検査	27,000円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た金額

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 提案理由

高圧ガス製造許可等に係る事務及び液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務が愛媛県から本市に権限移譲されることに伴い、当該事務に係る審査等の手数料を徴収するため、本案を提出する。